



学校での薬の管理方法について（与薬の事故防止のために）



本校では、医師から処方された場合に限り、保護者の依頼のもと、保護者に代わって与薬をしています。より安全かつ適切な与薬を行うために、下記注意事項をお読みの上、必要書類の提出をお願いします。なお、「熱性けいれん」や「てんかん発作」を抑えるためのダイアアップ坐薬などは、必ず「与薬指示書（医師記入）」を提出して下さい。

提出する与薬依頼書の種別	必要な書類	備考
<p>〈一時服用・定期服用〉 学校において、一時的または定期的に与薬の必要がある幼児児童</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・与薬依頼書（保護者記入） ・与薬指示書（医師記入）もしくは、薬の説明書のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時服用の薬は、1回分ずつ持たせて下さい。 ・定期服用の薬は、1週間分（1回分ずつ小分けにしたもの）をお預かりします。 ・<u>年度の途中で薬の内容及び量に変更があった場合は、新しい薬と与薬依頼書の提出をお願いします。</u> ・薬は学期始めに預かり、学期末に保護者に直接返却します。 ・定期服用の薬を提出する際は、担任か養護教諭、看護師に直接お渡し下さい。 ・一時服用の薬を提出する際は、直接手渡していただくなくても結構ですが、<u>登校する前に薬を持たせる旨の電話をお願いします。薬は密閉して、子供が出してしまうことのないよう配慮下さい。（密閉方法は別紙を御参照下さい。）</u>
<p>〈寄宿舍・宿泊時・災害時用の服用〉 学校における宿泊時に、与薬の必要がある幼児児童</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・与薬依頼書（保護者記入） ・与薬指示書（医師記入）もしくは、薬の説明書のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舍生の薬は、1週間分（1回分ずつ小分けにしたもの）をお預かりします。 ・宿泊時の薬は、宿泊する日数分（1回分ずつ小分けにしたもの）をお預かりします。 ・災害時用の薬は、3日分（1回分ずつ小分けにしたもの）をお預かりします。なお、薬は、学期始めにお預かりし、学期末に保護者に直接返却します。 ・寄宿舍生の薬を提出する際は、寄宿舍職員か養護教諭、看護師に直接お渡し下さい。 ・宿泊時・災害用の薬を提出する際は、担任か養護教諭、看護師に直接お渡し

		下さい。
<p>〈緊急時用〉 学校において、熱性けいれん、てんかん発作、アナフィラキシーなどを起こした場合、与薬の必要がある幼児児童</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・与薬依頼書（保護者記入） ・与薬指示書（医師記入） ・薬の説明書のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬を入れた容器や袋に、必ず幼児児童名を記載の上、提出して下さい。 ・薬を提出する際は、担任か養護教諭、看護師に直接お渡し下さい。